

岸和田市立幼稚園閉園基準等検討審議会公募市民の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 岸和田市教育委員会は、教育行政の推進に当たり広く市民の意見を反映させるため、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）に規定する岸和田市立幼稚園閉園基準等検討審議会の委員の一部を市民の公募により選任するものとし、その委員の選考に関しては、この要綱で定めるところによる。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、1人とする。

(公募委員の応募資格)

第3条 公募委員に応募することができるものは、募集開始時に岸和田市内に住所を有する就学前児童の保護者とする。ただし、岸和田市附属機関条例に規定する他の審議会等の委員及び岸和田市議会議員並びに岸和田市職員は応募できないものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 公募委員の選考を適正に行うため、岸和田市立幼稚園閉園基準等検討審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第5条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、教育長を、委員には、教育総務部長、学校教育部長、総務課長をそれぞれ充てる。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(公募の方法)

第7条 公募は、広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(選考の方法及び基準)

第8条 公募委員の候補者の選考は、応募者から提出された論文により行うものとし、選考のための基準は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月23日から施行する。

(別表) 選考基準

基 準	配点
応募した動機が明確で、説得力があるか	5 点) 1 点
与えられたテーマに対して、広い視野で意見が述べられているか	
経験や知識等に基づき、自分の言葉として読みやすく書かれているか	
論文として文章の展開・構成が整っているか	
本市の教育行政について理解し、熱意や意欲が感じられるか	

上記の 5 項目について、5 点～1 点の 5 段階で評価する。

各委員の 5 項目における評価点の合計の 4 人分を総合得点とし、最高得点の者を合格とする。

ただし、最高得点が 70 点を超えない場合は、合格者なしとすることができる。